

## 第3次高知県DV被害者支援計画及び県の取組に関する 委員の意見等への回答及び検討結果等一覧

資料1

委員からの質問・ご意見など		回答・検討結果等
相談しやすい環境づくり	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談しなかった理由は不明だとしても、相談しやすい環境づくりが出来るような計画にして欲しい。</li> </ul>
	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>鳥取県と人口規模はほぼ同じなのに、相談件数が違い過ぎる。相談を諦めたり、県民の声が届きにくい背景があるのではないか。</li> </ul>
	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域における早期発見・通報や相談体制の充実は重要。</li> </ul>
企業への働きかけ	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭内の問題であっても、社員の安全安心の面等からも、企業としてDVのこと（加害・被害）を知ることは必要ではないか。</li> </ul>
	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>セクハラやパワハラ同様、企業内にDVの相談窓口を設けたり、企業内での研修の際に女相やソーレなどの相談窓口の周知を図るなど、企業に働きかける必要がある。</li> </ul>
	6	<ul style="list-style-type: none"> <li>会社の内部にDV相談の窓口を設けたり、職場で相談出来る仕組みを考える必要があるのではないか。（←→家庭内のことを、会社に知られることを嫌がるのでは？）</li> </ul>
周囲への情報提供・共有	7	<ul style="list-style-type: none"> <li>接近禁止命令が出た場合は、被害者や子ども安全確保の観点から、職場や学校等でも認知してもらう必要があるのではないか。（被害者に関する情報の漏えいや、子どもの引き渡し等）</li> </ul>

・相談窓口の周知を強化するとともに、相談対応者のスキルアップや体制の充実を図ることで、対応力を高める。

・新プランで「地域における」視点をより強調。

・まずは、経済団体等を通じて、企業への啓発カードの配布や、DVに関する社内研修の実施を働き掛ける（県やソーレが講師を派遣することも検討）。  
・将来的には、メンタルヘルス相談と同様に、DVに関する相談も企業で受けられるようになることを期待。

・一時保護となった場合、被害者本人及び同伴者の安全のため、シェルターの存在を加害者側に伏せる必要がある。

**【学校対応】**  
 ・本人了解のうえで、学校等には事前に説明して一緒に対応策を考えている。  
 ・学校内における周知の範囲（通常、校長・担任・学年主任等に限定）等は、学校長の判断。  
 ・児童虐待での対応に比べ、DVについては不十分な面もあり、今後は教育委員会等を通じて、学校の対応方法に関する研修の開催や周知を働きかける。

委員からの質問・ご意見など		回答・検討結果等	
相談窓口の周知	8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談員のスキルアップや人材確保とともに、相談先として認知してもらえよう広報が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な媒体や手法を活用するとともに、広報の仕方の見直しも含めて、相談窓口の周知を強化していく。</li> <li>・経済団体などの様々なルートを通じて、社内研修や社内広報紙等で相談窓口の周知を図れるよう、協力を依頼していく。</li> </ul>
	9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業内の相談員が女相やソールに相談できる取組を進めてはどうか。</li> </ul>	
	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業内研修の際に、外部の相談窓口（女相やソール）についても周知を図る。</li> </ul>	
加害者対応	11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行の計画にも「加害者への対応」とあるが、5年経っても変化が見えない。もっと具体的に何をするか明記して、確実に進める必要があるのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加害者更正プログラムなど、加害者本人に対する対応策については、国でもまだ検討中の項目が多く、現段階では具体的な内容を明記するのは困難。</li> <li>・国の動きも見ながら、随時、対応していくとともに、まずは若年者への教育を強化することで、予防に力を入れる。</li> <li>・加害者相談に対応できる人材の育成と、加害者の特性を学び、被害者の支援に活かすことを目的に、専門研修の受講及び県内での研修の開催を行っている。</li> </ul>
	12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予防の観点から、若年者への教育や県民一般への研修を行っているが、加害者になった人への対応について、もっと具体的な取組を計画に入れてはどうか。</li> </ul>	
関係機関との連携強化	13	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DVと児童虐待は表裏一体。女相と児相が連携して取組を行う必要がある。</li> </ul>	<p>【現在の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女相も各市町村の「要保護児童対策地域協議会」に出席して、児相を含めた関係機関と情報共有を行っている。</li> <li>・児童を抱えたケースでは児相と女相が必要に応じて情報共有して連携を取っている。</li> </ul> <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性相談支援センターと児童相談所の連携及び相互理解を深めるため、情報交換のための場を設けたり、相互に講師を務める内部研修をより一層充実させ、関係を強化する。</li> </ul>
	14	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女相と児相の場所が離れているのみならず、部が異なるのはどうか。他県ではワンフロアに入っている例もある。連携を深めるための施策を考えて欲しい。</li> </ul>	
	15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DVの通報があり、子どもがいる場合は、面前DVとして児相にも通報することあり。そのため、児相は通告に基づく調査等により家庭環境を把握できる。（警察）</li> </ul>	

委員からの質問・ご意見など		回答・検討結果等																																																																			
保護や支援の状況	16	<p>・ 仕事に就き、自立できるだけの収入のある被害者の割合はどうなっているのか。また、そういった方への支援はどうなっているのか。生活保護につなげることだけが支援では無い。</p>	<p>【一時保護者の退所時状況（27年度）】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">就業状況分類</th> <th rowspan="2">ケース数</th> <th rowspan="2">うち生保受給者</th> <th colspan="6">退所先(内訳)</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>アパート・住込住宅</th> <th>施設</th> <th>帰郷・親類</th> <th>自立支援施設</th> <th>帰宅</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>正職員</td> <td>2</td> <td></td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>パート・アルバイト</td> <td>10</td> <td>2</td> <td>2</td> <td></td> <td>3</td> <td>2</td> <td>3</td> <td></td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>年金収入</td> <td>3</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>無職</td> <td>27</td> <td>14</td> <td>2</td> <td>7</td> <td>10</td> <td></td> <td>6</td> <td>2</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>42</td> <td>16</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>14</td> <td>2</td> <td>10</td> <td>2</td> <td>42</td> </tr> </tbody> </table> <p>就業状況変更 正社員→無職 1人、パート→無職 1人、パート→正社員 1人</p> <p>【退所後の支援内容等】 生活保護につなげるほか、以下の支援等を行っている。 ・ 離婚等の法律問題については法テラスの弁護士の紹介 ・ 母子家庭で希望する方には母子支援施設入所の支援 ・ 高齢者や障害者の場合は、福祉施設への入所の支援等</p>	就業状況分類	ケース数	うち生保受給者	退所先(内訳)						計	アパート・住込住宅	施設	帰郷・親類	自立支援施設	帰宅	その他	正職員	2		2						2	パート・アルバイト	10	2	2		3	2	3		10	年金収入	3		1		1		1		3	無職	27	14	2	7	10		6	2	27	計	42	16	7	7	14	2	10	2	42
	就業状況分類	ケース数	うち生保受給者				退所先(内訳)							計																																																							
アパート・住込住宅				施設	帰郷・親類	自立支援施設	帰宅	その他																																																													
正職員	2		2						2																																																												
パート・アルバイト	10	2	2		3	2	3		10																																																												
年金収入	3		1		1		1		3																																																												
無職	27	14	2	7	10		6	2	27																																																												
計	42	16	7	7	14	2	10	2	42																																																												
一時保護の在り方	17	<p>・ 一時保護期間中も働き続けたい、仕事を続けざるを得ない被害者は一時保護所に入所出来ず、民間シェルターに頼らざるを得ない。何らかの対応が必要。</p>	<p>【自立支援施設等の活用】 ・ 帰住先なしで追跡の危険性がない場合や危険性が低いケースでは、本人が希望すれば自立支援施設や職員住宅に入居し、そこから仕事に行きながら退所先を探すことも可能。</p> <p>【外出禁止の理由】 ・ 一方、「配偶者暴力支援センター」としての一時保護の場合、つまりDV等で追跡の危険性がある場合は、シェルターとして被害者の安全確保を図り、危険を回避することが最優先事項となることから、外出は原則禁止としている。 ・ 裁判所や医療機関等に行かざるを得ない場合は、時間や場所を考慮し、サングラスや帽子等で顔を隠した上で、職員同伴で外出するなど、最大限の配慮を行っている。 ・ 本人が仕事を休めないと主張する場合、今後の対応が決まるまでの何日間かだけでも休むことが出来ないか職場に相談するよう提案もしている。 ・ なお、厚労省の通知でも「秘匿性の確保が最大限図られる必要がある」とされている。</p>																																																																		

委員からの質問・ご意見など		回答・検討結果等	
自立支援施設の活用	18	<ul style="list-style-type: none"> <li>自立支援施設があるのに利用が少なく、活用されていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自立支援施設への入所の条件が原則仕事を持っている人に限定されていることやセキュリティ上、制約が多くならざるを得ないこと等から、使い勝手が悪く、一時保護所退所者のうち、入居を希望する人が少ない。</li> <li>自立支援施設は住居費と食事代の一部の費用（800円／日・人）は無料だが、それ以外は自己負担となるため、現実的には収入がないと経済的に厳しい。</li> <li>現に就労していなくても、明確な就労の意思を持っているとセンターが認める場合には、入所が可能。今後は、入所条件の緩和等について検討していく。</li> </ul>
	19	<p>【再掲】一時保護期間中も働き続けたい、仕事を続けざるを得ない被害者は一時保護所に入所出来ず、民間シェルターに頼らざるを得ない。対応が必要。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一時保護所入所者のうち、危険性の低い方については、自立支援施設に移動後、そこから通勤することは可能。</li> </ul>
住宅の確保	20	<ul style="list-style-type: none"> <li>鳥取県では、一時保護所を退所した被害者に対して、アパートに入るための家賃補助（3ヶ月分）等がある。高知県でもそういった支援を行うよう、次期計画に入れて欲しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一時保護所を退所する被害者に対する支援の在り方や支援の充実については、他県の先進事例なども参考に検討していく。</li> <li>また、自立支援施設の活用など、既存の施設や制度の活用を図ることで、退所者への支援を充実させていく。</li> </ul>
	21	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅扶助は市の負担（1/4）となっており、鳥取県のように本県にも努力して頂きたい。</li> </ul>	
	22	<ul style="list-style-type: none"> <li>公営住宅の抽選回数を増やすことの検討も必要（高知県は2回。他県では5回抽選に参加できるところも）</li> </ul>	<p>高知県では、以下の条件を満たす場合、抽選回数が優遇される。2つ以上に該当する場合、最大4回まで抽選に参加出来る。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①DV被害者（一時保護又は保護命令日から5年経過していない者）又は被害者と20歳未満の扶養親族がいる方から構成される世帯。</li> <li>②母（父）子家庭（現在婚姻しておらず、20歳未満の扶養親族がいる方から構成される世帯。</li> <li>③小学校就学前の子どもがいる世帯。</li> <li>④18歳未満の子が3名以上いる世帯。</li> <li>⑤高齢者（60歳以上の単身者。申込者が60歳以上で同居人が18歳未満の世帯。等）</li> </ol>
	23	<ul style="list-style-type: none"> <li>住む場所が定まらないと生活保護も受けられない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>その場に住み続ける意思が確認できた場合、制度上、生活保護から住宅扶助を出すことは可能。</li> </ul>
24	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画の中で「住宅の確保」とするのであれば、単に生活保護につながるのではなく、「年間〇世帯分確保する」「5年後にはこうする」といった具体的な目標が必要。住宅の確保の件数を増やす方策を考えて欲しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自立支援施設の更なる活用に向けた検討を行うとともに、新たな住宅の確保が必要となった場合は、必要に応じて職員住宅等の転用等、様々な手法を検討していく。</li> </ul>	

委員からの質問・ご意見など		回答・検討結果等
その他要望	25	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の都道府県で出来ていることは、高知県でも可能ではないか。</li> </ul>
	26	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他県のいい例をピックアップして、「高知県もいずれはここまで行きたい」という目標を示すことも必要ではないか。</li> </ul>
	27	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童虐待同様、DVも発見した場合は通報の義務化が必要。国に働きかけを。</li> </ul>

・他県の取組等も参考に、被害者に必要な支援の在り方や県の役割等を引き続き検討する。

・国からの照会等、時期をみて、その旨働きかけていく。